

平成31年度保育要件判定基準表

父及び母について、以下いずれか1つの項目を適用します。
下記項目のほか、世帯の総合的な状況により加点、減点を行います。

		承諾基準	保護者の常態
①	居宅外・居宅内労働	外勤、自営・農業中心者	月160時間以上勤務の者
			月150時間以上勤務の者
			月140時間以上勤務の者
			月130時間以上勤務の者
			月120時間以上勤務の者
			月100時間以上勤務の者
			月80時間以上勤務の者
			月64時間以上勤務の者
		自営・農業協力者	月160時間以上勤務の者
			月150時間以上勤務の者
			月140時間以上勤務の者
			月130時間以上勤務の者
			月120時間以上勤務の者
月100時間以上勤務の者			
月80時間以上勤務の者			
内職	月120時間以上勤務の者		
	月64時間以上勤務の者		
求職中	就労することで保育に欠ける状況になると認められるもの		
②	母親の出産等	出産	出産予定日を含む3ヶ月以内の利用
		疾病入院	父又は母のおおむね1ヶ月以上の入院
		居宅療養	常時臥床
			長期加療
			一般療養
		身体・知的・精神障害者	(身体),(知的),(精神) 1・2級, A, 1・2級
			3級, B, 2級
4級以下, C, 3級			
③	介護・看護	入院・施設利用, 在宅	介護又は看護に要する時間を基に、「自営・農業協力者」の基準を適用
④	災害復旧	家庭の災害	火災・風水害等により家屋が失われ復旧に当たる場合
⑤	就学	就学・職業訓練	父又は母がおおむね1ヶ月以上の通学
⑥	虐待・DV	要保護	児童虐待又はDVのおそれがあると認められるもの
		要支援	
		特定妊婦	
⑦	①～⑥に掲げるもののほか明らかに保育に欠けると認められる場合		

※上記のほか、祖父母の状況や兄弟の保育状況、世帯の入所前状況により加点・減点を行います。